

本庁舎及び第2庁舎の当面の安全確保・機能維持対策

(1) 耐震補強調査の結果

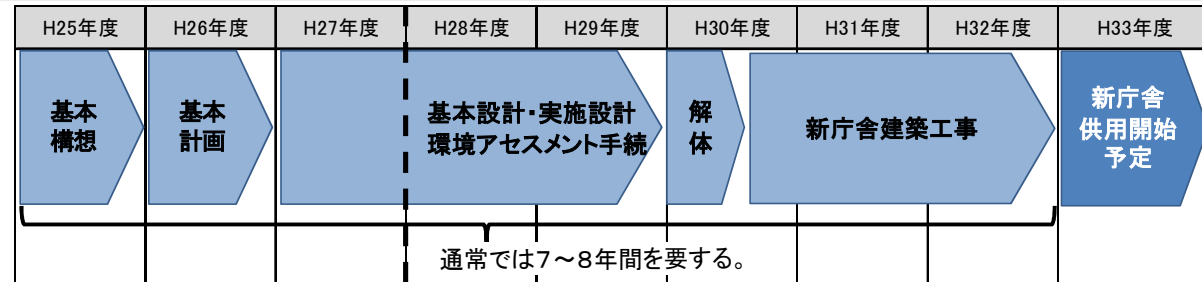
- 平成 24 年度に、本庁舎・第 2 庁舎耐震補強する場合の調査を実施しました。結果は、次のとおりです。

本庁舎：倒壊又は崩壊の危険性が低いとされる Is 値 0.6 を確保する補強工事の執行は現実的に困難
第2庁舎：Is 値 0.6 の確保については補強工事が実施可能

(2) 当面の安全確保・機能維持対策の必要性

- 「川崎市地震被害想定調査」において、川崎市に最も大きな被害を及ぼす地震が発生した場合には、市内の広範囲で震度 6 強となると想定しています。
- Is 値 0.6 未満である本庁舎・第 2 庁舎は、震度 6 強～7 の大規模地震が発生した場合、大きな被害を受ける可能性があります。
- 本庁舎・第 2 庁舎が大きな被害を受け、行政機能・議会機能を喪失した場合、市民・企業の生活再建・復興が遅れることとなります。

庁舎建替を完了するまでには、通常では7～8年間を要することから、万一の地震に備え、人命の安全確保と行政機能維持のための対策を早急を実施する必要があります。



本庁舎

- 当面の安全確保・機能維持対策については、今年度検討します。

第2庁舎

- 当面の安全確保・機能維持対策として、Is 値 0.6 への耐震補強工事を行います。
- 現在、詳細設計中。平成 27 年度末まで (※) に補強工事が完了する予定です。

※「(改正)耐震改修促進法(平成18年1月施行)」に基づき策定された「川崎市耐震改修促進計画」において、平成27年度末までの耐震化完了を市の目標としています。

(3) 本庁舎の当面の安全確保・機能維持対策

- 「川崎市耐震改修促進計画」における耐震化完了期限である平成 27 年度末までに、当面の安全確保対策を完了する必要があります。
- 本庁舎は耐震補強工事の実施が困難なため、第 3 庁舎の活用と併せて、仮移転(退去)の検討が必要です。

① 仮移転の規模

- ▶ 現在、本庁舎で事務室・会議室等に使用している約 9,000 m²相当について、民間ビルを賃借する必要があります。
(賃借費：約 5 億円/年(他に敷金、移転費等が必要))

② 一部先行仮移転の検討

- ▶ 過去の地震において、Is 値 0.4 以下の建物の多くは倒壊又は大破したとの分析結果がある(※)ことから、Is 値が概ね 0.4 及び 0.4 以下のフロアについては、先行して仮移転(退去)することも検討する必要があります。

※日本建築学会「1995年兵庫県南部地震鉄筋コンクリート造建築物の被害調査報告書」より
 [日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」を参照]



「川崎市耐震改修促進計画」における耐震化完了期限